

平成 22 年 度

流 山 市 国 民 健 康 保 険 実 施 計 画

流山市 市民生活部 国保年金課

事 項 別 実 施 計 画

NO 1

| 事 項                            | 内 容   | 新規・継続 | 担 当 係                     | 主 な 事 業 実 施 予 定  |                       |
|--------------------------------|---|-------|---------------------------|--|-----------------------|
|                                |   |       |                           | 事 項 詳 細  | 実 施 時 期               |
| 1 適用・適正化対策の推進<br>(1) 遡及適用の防止対策 | 国民健康保険の未適用者については、平成8年から完全遡及を実施していることから、国民健康保険の加入届出の遅延者に対して、広報等により加入手続きの周知徹底を図る。     | 継続    | 国保賦課給付係                   | ・市広報紙への掲載  | 8・11月                 |
| (2) 退職被保険者に対する適用               | 退職被保険者については、保険者の職権により適用できるようになったことから、国民健康保険団体連合会から提供される年金受給者一覧表に基づき、対象者の適正な執行を確保する。 | 継続    | 国保賦課給付係                   | ・市広報紙への掲載<br>・対象者への通知  | 8月<br>7・9・1・3月        |
| (3) 未申告者対策                     | 所得把握のため、簡易申告書を送付し、未申告者の解消を図る。   | 継続    | 国保賦課給付係<br>(市民税課)         | ・市民税課による文書催告<br>・国保課独自の文書催告<br>・市民税課と国保課が連携した文書催告<br>・他市町村への所得照会 | 7月<br>6月<br>9月<br>随 時 |
| (4) 居所不明者にかかる実態把握と資格喪失処理       | 「居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要領」に基づき、収納指導員による実態調査を実施し、市民課あてに職権抹消を依頼する。                     | 継続    | 国保賦課給付係<br>国保収納係<br>(市民課) | ・居所不明被保険者の資格喪失処理   | 通 年                   |

事 項 別 実 施 計 画

NO 2

| 事 項                                  | 内 容  | 新規・<br>継続 | 担 当 係     | 主 な 事 業 実 施 予 定   |                                 |
|--------------------------------------|--|-----------|-----------|---|---------------------------------|
|                                      |  |           |           | 事 項 詳 細   | 実 施 時 期                         |
| 2 保険料の収納率向上<br>対策の推進<br>(1)滞納整理計画の策定 | 目標収納率を設定し、目標達成のための具体的な実施方法、実施体制等を明記した平成22年度実施計画書を作成し、収納率向上にむけての滞納整理事業を展開していく。  | 継続        | 国 保 収 納 係 | ・平成22年度収納率目標<br>現年分 88.57%<br>繰越分 25.01%<br>・事業計画による進行管理                          | 4月～                             |
| (2)滞納世帯の実態分析                         | 所得段階別、職業別、収納指導員区域別、年齢別、賦課段階別等の「滞納者分析」を行う。                                      | 継続        | 国 保 収 納 係 | ・分析結果に基づく問題点を把握し、効果的対策を検討する。  | 6月～9月                           |
| (3)徴収体制の強化                           | 地区担当制と、大口担当を設置し滞納整理を実施してきたが、全庁的に滞納対策に取り組むため、債権回収対策室を立ち上げ税を含め市として総合的に滞納対策に取り組む。 | 継続        | 国 保 収 納 係 | ・組織の再編を図り、全庁的に収納機能の強化を図る。<br>・国保年金課として継続・徹底した催告を実施する。<br>・収納指導員を活用し、きめ細かな巡回訪問を行う。 | 4月～                             |
| (4)納期内納付の推進                          | 納付方法別において収納率が最も高い口座振替制度の推進を図る。特に、新規加入者に対しては、申請時に口座振替を勧める等、重点的な口座振替の推進を図る。      | 継続        | 国 保 収 納 係 | ・市広報紙やホームページでの啓発<br>・収納指導員による訪問勧奨<br>・振替不能者に対する指導の徹底                              | 随 時                             |
| (5)被保険者指導の徹底                         | 文書催告はもとより、短期被保険者証や資格証明書を発行することで、滞納者との未接触を解消し、納付相談を持つことで被保険者の状況を把握し適切な納付指導を行う。  | 継続        | 国 保 収 納 係 | ・文書催告(督促、催告、弁明書)<br>・短期被保険者証、資格証明書の発行<br>・納付相談会の開催(年2回)<br>・収納指導員による臨戸納付指導        | 随 時<br>8、12、3、6月<br>4・9月<br>通 年 |

事 項 別 実 施 計 画

NO 3

| 事 項                | 内 容  | 新規・継続 | 担当係              | 主 な 事 業 実 施 予 定   |                  |
|--------------------|--|-------|------------------|---|------------------|
|                    |  |       |                  | 事 項 詳 細   | 実施時期             |
| (6)滞納処分の強化         | 交渉内容を記録した滞納整理簿を整備し、滞納者個々の生計状況を掌握し、悪質な滞納者に対しては保険制度の秩序及び公平を保つ意味からも滞納処分を実施する。 | 継続    | 国保収納係            | ・悪質な滞納者の財産や収入状況を調査し滞納処分を実施する。   | 随時               |
| (7)年金受給者からの特別徴収    | 国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が、一定の要件を満たしている場合、年金から保険料を天引きする、特別徴収を開始する。    | 新規    | 国保賦課給付係<br>国保収納係 | ・確実に保険料を徴収をすることで、負担の均衡を図る。<br>《一定要件》<br>・年金額が年額18万円以上ある方<br>・国民健康保険料と介護保険料の1回当たりに徴収する保険料の合計額が、2カ月に1回支給される年金額の2分の1を超えない方 | 10月<br>12月<br>2月 |
| (8)職員の資質・意欲の向上     | 職員及び収納指導員の研修、啓発を通して資質の向上を図る。   | 継続    | 国保収納係            | ・収納実績の評価及び収納率向上に向けての研修<br>・滞納処分の実務(差押から換価)に関する研修  | 随時               |
| 3 医療費適正化対策の推進      |  |       |                  |   |                  |
| (1)レセプト点検の充実       | 職員の配置及び職員研修等を実施し、より一層の点検事務の充実を図る。  | 継続    | 国保賦課給付係          | ・レセプト点検に係る職員研修<br>・点検事務の充実強化  | 7・10月            |
| (2)医療費通知           | 総医療費の額等を被保険者に周知することにより、保険制度の理解を求め、医療費適正化に資する。                              | 継続    | 国保賦課給付係          | ・受診者氏名、診療年月、診療区分、日数<br>医療費総額、医療機関名を表示   | 5～3月<br>(年6回)    |
| (3)医療費データベースの整備・活用 | 国保連合会で作成している医療費分析資料の活用。  | 継続    | 国保賦課給付係          | ・疾病傾向等を調査・分析し、保健事業及び医療費適正化に活用   |                  |

事 項 別 実 施 計 画

NO 4

| 事 項                           | 内 容   | 新規・継続 | 担 当 係   | 主 な 事 業 実 施 予 定   |      |
|-------------------------------|---|-------|---------|---|------|
|                               |   |       |         | 事 項 詳 細   | 実施時期 |
| (4) 第三者行為(国民健康保険法第64条)求償事務の実施 | 平成16年度からレセプト点検時に傷病名及び点数により第三者行為の可能性のある事案について抽出  | 継続    | 国保賦課給付係 | ・国保連合会からの通知、被保険者及び病院からの連絡により把握  | 随 時  |
| 4 保健事業の充実<br>(1)人間ドック助成事業の実施  | 人間ドック利用者に対し助成金を交付し、医療費の適正化に資する。   | 継続    | 国保賦課給付係 | ・人間ドック施設利用助成  | 通 年  |
| (2)あんま・はり等助成事業の実施             | あんま・マッサージ等施設利用者に助成金を交付し、医療費の適正化に資する。  | 継続    | 国保賦課給付係 | ・あんま・はり等施設利用助成  | 通 年  |
| (3)保健指導の充実                    | 保健師により、人間ドック受診者及び頻回受診者への訪問指導を行う。  | 継続    | 国保賦課給付係 | ・保健師による保健指導   | 随 時  |
| (4)「健康を支える栄養学」による健康推進事業       | 食生活分析診断による栄養指導及び食生活の実践を通じて生活習慣病を予防する。   | 継続    | 国保賦課給付係 | ・「一家に一人『正しい食生活』で健康管理」をスローガンに講演会をはじめ、フォローアップ学習会、調理実習の充実を図り、サポーターを養成する。 | 随 時  |
| (5)保健事業部門等との連携強化              | 特定健康診査・特定保健指導その他保健事業を健康増進課に係を設置し専門的知識に基づき一体的に保健事業を実施することで、保健事業の強化を図り、被保険者の保健意識を向上させ、医療給付費の減少に資する。 | 継続    | 国保賦課給付係 | ・保健事業部門が実施する栄養教室、健康教室等の健康促進事業用物品購入等の費用を分担する。                          | 通 年  |

事 項 別 実 施 計 画

NO 5

| 事 項              | 内 容  | 新規・<br>継続 | 担 当 係   | 主 な 事 業 実 施 予 定  |            |
|------------------|--|-----------|---------|--|------------|
|                  |  |           |         | 実施時期   |            |
| (6)特定健康診査・特定保健指導 | 高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上75歳未満の特定健康診査及び特定保健指導が各保険者に義務付けられ、適切な医療費の確保を図り、医療費の適正化を推進するため、生活習慣病の予防を目的として実施する。 | 新規        | 国保賦課給付係 | 4月1日を基準日として、国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の者に利用券を発行して、医師会を通じて契約した実施機関において、特定健康診査を実施する。<br>特定保健指導は、健診を受けた者のうち保健指導をする必要のものに対して、動機付け支援や積極的支援を行い、将来の医療費の抑制に努める。 | 9月・10月     |
| (7)国保ヘルスアップ事業    | 糖尿病等の生活習慣病の一次予防を目的に平成19年度から実施してきた本事業を保健事業として、健康増進課(保健センター)に窓口を一本化し、かつ会場を生涯学習センターの1か所とし、運営の効率化を図る。        | 継続        | 国保賦課給付係 | ・30歳以上の国民健康保険加入者を対象<br>・科学的根拠に基づいた個別の運動、栄養プログラムを実施し、生活習慣やメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防するとともに、体力年齢の若返りと市民の健康づくりを目指す  | 通 年        |
| (8)資金貸付事業の実施     | 被保険者の高額な医療費の負担及び出産時における経済的負担を軽減するための貸付事業を行う。   | 継続        | 国保賦課給付係 | ・高額療養費資金貸付事業<br>・出産費資金貸付事業   | 通 年<br>通 年 |
| 5 保険料率の見直し       | 国保財政の健全化を目指し、適正な賦課とともに、平準化に向けた保険料率の見直しを行う。   | 継続        | 国保賦課給付係 | ・国保運営協議会に諮問  | 通 年        |

事 項 別 実 施 計 画

NO 6

| 事 項       | 内 容  | 新規・継続 | 担 当 係                | 主 な 事 業 実 施 予 定                        |         |
|-----------|--|-------|----------------------|--|---------|
|           |  |       |                      | 事 項 詳 細                                | 実 施 時 期 |
| 6 納付環境の整備 | 納付義務者の利便性を図るため、納付しやすい環境の整備を図る。   | 新規    | 国 保 収 納 係            | ・平成22年度からコンビニエンスストアで納付可能とした。           | 通 年     |
| 7 その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険制度の一本化、国保制度に対する財政基盤強化策の一層の充実等について国に要望する。</li> <li>・健康保険法等の改正(20年4月施行)に伴う医療費適正化の総合的な推進</li> </ul> | 継続    | 国保賦課給付係<br>国 保 収 納 係 | ・市長会、国保連合会を通じて行う。                      | 通 年     |
|           |  | 継続    | 国保賦課給付係              | ・特定健診事業(糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導の実施に向けた経費) | 通 年     |
|           |  | 継続    | 国保賦課給付係              | ・後期高齢者事務管理事業(後期高齢者資格等管理プログラムの作成)       | 通 年     |
|           |  | 継続    | 国 保 収 納 係            | ・後期高齢者賦課収納管理事業(後期高齢者賦課収納プログラムの作成)      | 通 年     |